平成２５年（フ）第１１０号
埼玉県川越市田町25番地１　川越ハイム201号室
債務者　中原　明美
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７号
新潟市西区五十嵐３の町東15番38号
債務者　熊倉　永恵
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３号
静岡県沼津市本錦町675番地の16　勝呂ビル302号
債務者　髙遠　利道
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
静岡県伊豆の国市四日町873番地の１　パストラルＡ202号
債務者　足立　知子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
三重県松阪市駅部田町945番地　イーグルプレイス103号、前住所三重県松阪市春日町２丁目193番地４
債務者　坂蓋　茂男
１　決定年月日時　平成25年３月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１０３号
福岡県大牟田市明治町２丁目61番地78
債務者　田中　保次
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦88番地
債務者　長田百合子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町大原触1257番地
債務者　﨑原　光国
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第５２号
沖縄県糸満市字兼城340番地　県営住宅浜川団地１号棟205号、住民票上の住所沖縄県糸満市字糸洲29番地
債務者　照屋ゆかり（旧姓名嘉座）
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２６３号
東京都西東京市向台町４丁目22番43号アゼル向台103号
債務者　佐藤　剛志
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２３号
東京都あきる野市引田434番地メゾン原店202号
債務者　黒山多恵子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７５号
東京都三鷹市北野２丁目３番15―201号
債務者　渡邉　静夫
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７号
東京都武蔵村山市三ツ藤２丁目16番地の14
債務者　齋藤　　仁
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月９日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８号
東京都武蔵村山市三ツ藤２丁目16番地の14
債務者　齋藤　繁子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月９日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５３号
東京都西多摩郡檜原村2263番地３
債務者　伊藤　幸子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３６号
東京都青梅市師岡町４丁目２番地の７川杉マンション407
債務者　筒井みのり（旧姓平田）
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４８号
東京都西東京市田無町５丁目７番24―215号
債務者　山岡　英氣
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部